

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク大分

大分公共職業安定所広報
2025年4月号

contents

- ① 2025(令和7)年度雇用保険料率のお知らせ P.1
- ② 4月から「育児時短就業給付金」を創設します P.2
- ③ ハローワーク大分 オアシス庁舎のご案内 P.3
- ④ 管内労働市場の状況 P.4



一心寺(大分市)

《事業主の皆さまへ》

1 2025(令和7)年度の雇用保険料率のお知らせ

- ◆ 2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
 - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。
(建設の事業は4.5/1,000です。)

前年度から
変更されます

2025(令和7)年度の雇用保険料率

(赤字は変更部分)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2

《被保険者、事業主の皆さまへ》

2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)



詳しくは、
ハローワークへ
お問合せください

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

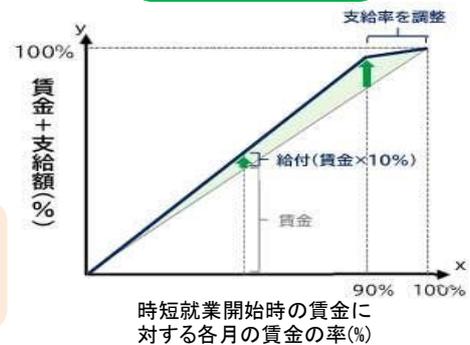
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

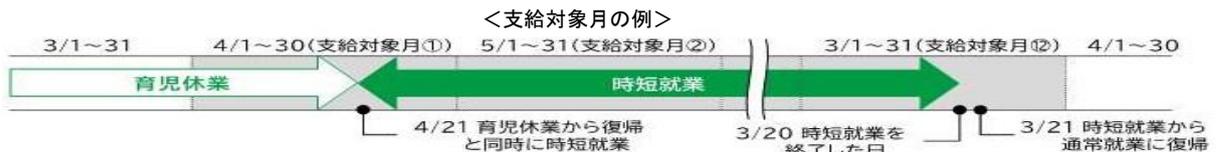
- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき。
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき。
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき。

支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業されている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

3 《求職者の皆さまへ》 ハローワーク大分 オアシス庁舎のご案内

【開庁時間】 **平日 9:30～18:30**

第1・3土曜10:00～17:00

※平日18:00以降と第1・3土曜は、
職業相談コーナーのみ利用できます。

職業相談をしたい
求人へ応募したい
(求職活動証明発行できます)

P 職業相談コーナーへ



子育て中で
仕事を探したい
(育児と仕事の両立を希望する方)

M マザーズコーナーへ



福祉（介護・看護・保育等）
建設・警備・運輸分野の
求人情報が欲しい

R 人材サービス
コーナーへ



訓練を受けて資格をとりたい
スキルを身につけて
就職したい

O 職業訓練
コーナーへ



新規学卒予定・卒業後3年
以内の方で仕事を探したい

U 学生
コーナーへ



面接指導を受けたい
59歳以下で正社員
就職を希望

S わかもの支援
正社員チャレンジ
コーナーへ



ハローワークOASIS庁舎（お問い合わせ先）

〒870-0029 大分市高砂町2-50 オアシスひろば21地下1階

- 職業相談／人材サービスコーナー
TEL 097-538-8622
- 職業訓練相談コーナー
TEL 097-534-8680
- 学生コーナー
TEL 097-533-8600

- マザーズコーナー
TEL 097-533-6969
- わかもの支援・
正社員チャレンジコーナー
(就職氷河期世代支援窓口)
TEL 097-538-9111

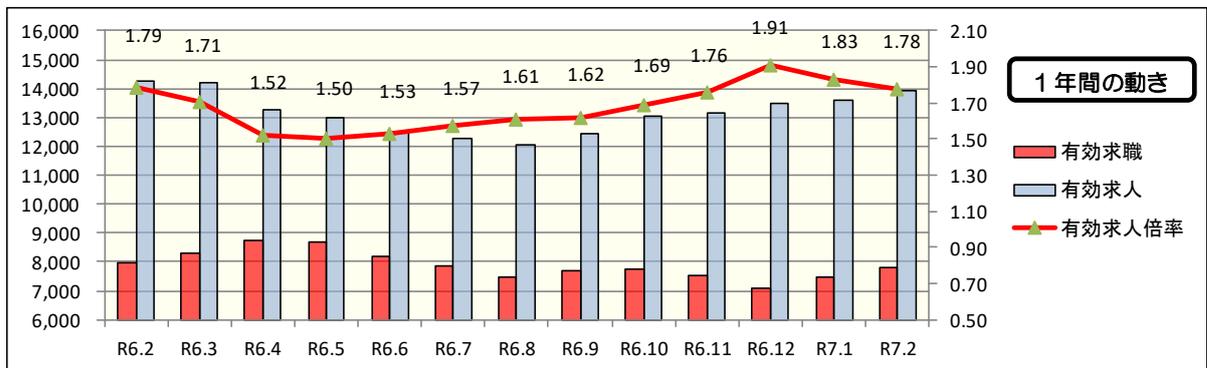


4 管内労働市場の状況

令和7年2月

項目		計	男	女	前月	前年同月
求職	新規求職申込件数	1,850	698	1,152	1,949	1,897
	月間有効求職者数	7,834	3,252	4,582	7,458	7,946
求人	新規求人数	4,699	***	***	5,029	5,225
	月間有効求人数	13,943	***	***	13,612	14,233
紹介	件数	2,214	802	1,412	1,769	2,448
就職	件数	568	189	379	499	622
新規	求人倍率	2.54	***	***	2.58	2.75
有効	求人倍率(原数値)	1.78	***	***	1.83	1.79
雇用 保険	受給資格決定件数	455	176	279	616	493
	受給者実人員	1,923	757	1,166	2,032	1,944
	適用事業所数	10,009	***	***	10,033	10,113
	月末被保険者数	171,214	92,403	78,811	171,210	170,258

- ① 新規求人数は4,699人と前年同月比で10.1%(526人)減少した。主要産業別では、前年同月に比べ、医療・福祉が1,507人と13.0%(173人)増加し、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業が925人と28.8%(375人)減少した。
- ② 月間有効求職者数は、7,834人と前年同月比1.4%(112人)減少した。雇用保険受給資格決定人数は、455人と前年同月比で7.7%(38人)減少した。
- ③ 有効求人倍率(原数値)は1.78倍と前月比で0.05ポイントの減少、前年同月比で0.01ポイントの減少となった。大分県全体の有効求人倍率(季節調整値)は、1.34倍と前月比で0.02ポイントの減少、前年同月比は0.04ポイントの減少となった。



<p>◆ハローワーク大分 本庁舎 〒870-8555 大分市都町4丁目1-20 代表 ☎ 097-538-8609 (ハローワークコールセンター)</p> <p>1 F ○職業相談・紹介 ☎ 534-8684 ○雇用保険受給手続 ☎ 538-0800</p> <p>2 F ○求人募集 ☎ 534-8609 事業所援助 ○雇用保険適用 ☎ 534-8609 資格取得・喪失手続</p> <p>◆ハローワーク大分 分庁舎 〒870-0034 大分市都町4丁目2-29 東海ビル2F ○生活・就職支援センター ☎ 538-8631 ○大分県中高年齢者就業支援センター ☎ 538-8640</p>	<p>◆ハローワーク大分 OASIS庁舎 〒870-0029 大分市高砂町2-50 OASISひろば21 地下1F</p> <p>○職業相談コーナー ☎ 538-8622 ○マザーズコーナー ☎ 533-6969 ○人材サービスコーナー ☎ 538-8622 ○職業訓練相談コーナー ☎ 534-8680 ○大分わかもの支援コーナー ☎ 538-9111 ○正社員チャレンジコーナー ☎ 538-9111 (就職氷河期世代支援窓口) ○学生コーナー ☎ 533-8600</p>
--	---